

計 画 書

鹿児島都市計画道路の変更(鹿児島市決定)

都市計画道路中 3・5・53号 鼓川通線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延長	構 造 形 式	車 線 数	幅 員	地表式の区間にお ける鉄道等との交差 の構造	
幹 線 街 路	3・5・53	鼓川通線	鹿児島市 柳町	鹿児島市 鼓川町	鹿児島市 池之上町	約 1,180m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・5・53号鼓川通線は、昭和21年に延長約1,000mで都市計画決定し、昭和30年には起点側を延伸して延長約1,180mに変更し、戦災復興土地区画整理事業において延長約690mの整備を進めてきたが、残る区間は戦災復興土地区画整理事業の区域外であったことから、これまで未整備のままとなっていた。

未整備区間はJR鹿児島駅や国道10号と坂元地域の住宅地を結ぶ幹線道路で、同住宅地は近年新たな宅地造成が行われ、通勤・通学等のため朝夕の混雑が顕著となっている。また、同区間は大龍小学校や清水小学校・清水中学校の通学路でもあり、混雑解消や歩行者の安全対策、円滑な交通処理への対策が急務となっていることから、今回、未整備区間の整備を進めるため、詳細な測量設計を実施して沿線住民へ与える影響や施工性・事業の進捗性等を検討した結果、道路線形の見直しを行うこととした。

このようなことから、本案のとおり一部区域を変更し、その整備を図ろうとするものである。併せて、都市計画法の改正に伴い、新たに車線の数を定める。

なお、「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市活動を支える都市の骨格となる幹線道路網の整備として、3・5・53号鼓川通線を都市幹線道路として位置づけている。

変更対照表

区分	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
前	幹線街路	3・5・53	鼓川通線	鹿児島市柳町	鹿児島市鼓川町	鹿児島市池之上町	約1,180m	地表式	—	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
		構造形式の内訳		鹿児島市柳町	鹿児島市鼓川町	鹿児島市池之上町	約1,180m	地表式	—	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
後	幹線街路	3・5・53	鼓川通線	鹿児島市柳町	鹿児島市鼓川町	鹿児島市池之上町	約1,180m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
		構造形式の内訳		鹿児島市柳町	鹿児島市鼓川町	鹿児島市池之上町	約1,180m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	